

違法若しくは不适当に財産の管理等を怠る事実があると認めるときは、これらの行為又は怠る事実によって当該地方公共団体が被った財産上の損害の補填のため、又は損害を被ることを防止するための必要な措置を講ずべきことを請求することができるとするものである。

また、一般的に法第 242 条第 1 項に規定する財務会計上の行為のうち裁量的行為について、それが違法となるのは、裁量権の逸脱又は濫用があった場合であり、それが不当となるのは、裁量権の逸脱・濫用に至らない程度の不合理な行使があった場合であると解するのが相当である。

さらに、法第 242 条にいう「公金の違法な支出」とは、「普通地方公共団体の職員が、その管理する公金をその職務に関する法令または条例の規定もしくは当該団体の議会の議決に違反し、または私利を図る目的でその任務にそむいて支出するか、あるいは支出するおそれがあると認められる場合をさすものと解すべきであって、職員が前述法令ないし議決によって定められた基準に従って公金を支出するものであるかぎり、職員の裁量的行為については、それが裁量権の濫用にわたるものでなければ、その制限禁止を求めることはできない」(昭和 30 年 11 月 7 日名古屋高裁金沢支部判決) と解される。

そして、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項や行為から区別し、特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面、その他の資料等を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されないと認められるときは、当該監査請求は不適法であるとされている。(平成 2 年 6 月 5 日最高裁判決)

これらを前提に本件請求が法第 242 条に定める住民監査請求の要件を具備しているか検討した。

まず、請求人は市職員の不適切な財産管理、過大な契約、保守点検業務に関する疑念、業務運営委託の不適正を主張し、損害が生じているものに対して費用の返還を求めている。これらについては、監査請求書及びこれに添付された事実証明書の各記載、請求人が提出したその他の資料等を総合しても、請求人の主觀的な思料や事業評価の摘示に留まっていて、本市職員が財産管理を怠っていると主張するに止まるものであり、財産管理の手続き等に関し、住民監査請求の対象となり得る本市職員の個別具体的な財務会計上の行為の違法性・不适当性を問題とするものとはいえない。

次に、請求人は当該事業に対し、関連部署の市職員が実績や費用対効果を考慮せず市民の税金を成果のない事業に対し投入しているとしたうえで、事業の成果報告の提出及び事業のは是正又は取りやめを求めていたが、費用対効果の分